

○空家等の適切な管理に関する条例

平成30年9月20日条例第6号

改正 令和元年12月18日条例第19号

令和5年12月18日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、もって良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等のうち、市内に所在するものをいう。
- (2) 特定空家等 空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは通勤し、若しくは通学する個人又は市内で事業を行う法人その他の団体若しくは個人をいう。

(民事における解決の原則)

第3条 適切に管理されていない空家等により被害を受けるおそれのある者及び当該空家等の所有者等は、民事によりその解決を図るように努めなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、当該空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように自らの責任において適切に管理しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 空家等の適切な管理を促進するための市民等の意識の啓発、情報の提供その他必要な措置に関すること
- (2) 適切な管理が行われていない空家等に対する改善又は解消を図るために必要な措置に関すること
- (3) 前2号のほか、空家等の適切な管理の促進のために必要な措置に関すること
- (4) 前各号の措置を実施するために必要な体制の整備に関すること

(市民等の役割)

第6条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、速やかに市長にその情報を提供するよう努めるものとする。

2 市民等は、前条の規定により市が実施する措置に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、地域に存する空家等の適切な管理に寄与するため、防災、防犯等に係る地域活動に協力するよう努めるものとする。

(公表)

第7条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令に従わない所有者等の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 当該命令の対象である空家等の所在地

(3) 当該命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(空家等対策協議会)

第8条 法第8条第1項の規定に基づく協議会として、市長の附属機関として、勝山市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項

(2) 特定空家等の認定に関する事項

(3) 特定空家等に対する措置に関する事項

(4) その他空家等に関する対策に関し、市長が必要と認める事項

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定空家等の認定)

第9条 市長は、空家等の所有者等に対して、必要に応じて適切な管理を行うよう要請するものとする。

- 2 市長は、前項の要請にも関わらず適切な管理が行われないために当該空家等が特定空家等であると疑われるときは、法第9条第2項の規定による立入調査等を行い、特定空家等であると認めるときは、特定空家等として認定するものとする。

(緊急安全措置)

第10条 市長は、空家等が適切な管理が行われていないことにより、人の生命若しくは身体又は財産に危険な状態が逼迫していると認められるときは、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)をとることができる。

- 2 市長は、緊急安全措置をとるときは、原則として所有者等の同意を得て実施するものとする。ただし、所有者等を確知できない場合等はこの限りでない。
- 3 市長は、緊急安全措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(代執行)

第11条 市長は、法第22条第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する消防署、警察署その他関係機関(以下「関係機関」という。)から、適切な管理が行われていない空家等に係る情報を収集することができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係機関に適切な管理が行われていない空家等に係る情報を提供することができる。
- 3 市長は、関係機関に対し、空家等の適切な管理を促進するために必要な協力を要請することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月18日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年12月18日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。